

# 蒼頡傳説の形成過程について

——『説文解字』敍に至るまでを對象として——

山 田 崇 仁

## はじめに

漢字が中華文明で生みだされた文字であり、その發明者として蒼頡<sup>①</sup>という人物が存在していることは、よく知られている。

彼については多くの傳説が語られる。例えば、後漢の許慎（一世紀中頃〜二世紀中頃）<sup>②</sup>『説文解字』敍に記される文字發明についての傳説「黃帝之史倉頡、見鳥獸蹄迹之跡、知分理之可相別異也、初造書契」<sup>③</sup>「黃帝の史の倉頡、鳥獸蹄迹の跡を見、分理の相い別異すべきを知るや、初めて書契を造る」はよく知られる。また蒼頡が發明した文字と稱するものが北宋の王著『淳化閣帖』に収録されるなど、それを補足するような傳説も數多く残されている。

これら蒼頡傳説については、清の梁玉繩『人表攷』卷三や齊思和一九三四がまとめているが、蒼頡の地位に關して「古帝王」とする説（古帝王説）と「黃帝の臣下」とする説（黃帝臣下説）という二つの説が存在するなど、互いに矛盾した内容を持つものも含まれる。中國神話學の泰斗袁珂は、このような状況を「諸説紛々としている」<sup>④</sup>中

國神話傳説』（上）、中國民間文藝出版社、一九八四年）と評するが、先學はそれを解消して一つの物語にまとめようと試みるものの、残念ながら成功していない。

これらの問題が生ずる理由は、諸資料の矛盾をどう處理するかにある。そもそもこれらは、いくつかの基本となる要素を下敷きに時代ごとに少しずつ追加・變遷・分岐などを繰り返してきたものであるため、論理的整合性など端から保ちようがない。對して先學は、このような資料の特性を理解することなく、無理に一つのストーリーに再構成しようとしたために、矛盾を生ずることになったのである。

そこで本論では、『説文解字』敍までを區切りとして、蒼頡の持つ様々な傳説の生成・發展過程を歴史的に跡づけることを目的とする。<sup>⑤</sup>『説文解字』を区切りとする理由は、後述するように敍の前後で蒼頡傳説のあり方が變化するからに他ならないからである。

## 一章 蒼頡傳説の萌芽期

### 一、戦國統一秦期

#### 古帝王としての蒼頡

蒼頡の名は、戦國中期の終わりである紀元前四世紀末から三世紀初頭にかけて作成されたと考えられている出土文字資料に初めて見える。<sup>5</sup>

上海博物館藏戦國楚竹書『容成氏』(馬承源主編二〇〇二・李承律二〇〇五を参考に通行字に改めた)

…尊盧氏、赫胥氏、高辛氏、倉頡氏、軒轅氏、神農氏、渾沌氏、包羲氏之有天下也、皆不授其子而授賢。(…以下略…)

〔…尊盧氏、赫胥氏、高辛氏、倉頡氏、軒轅氏、神農氏、渾沌氏、包羲氏の天下を有つや、皆な其の子に授けずして賢に授く。(…以下略…)〕

この時点での倉頡(蒼頡)は、軒轅氏(黄帝)や神農氏といった後世五帝や三皇に列せられる存在と同格に位置づけられる。このように古帝王を羅列する例は、『莊子』胠篋篇・『六韜』佚文(『太平御覽』卷七六\皇王部一・『資治通鑑外紀』卷第一\包犧以來紀に引く)などが知られるが、その何れにも蒼頡は記されていない。ただ、『容成氏』が上古より殷周に至るまでの君主の事迹を時代順に記していることからすれば、蒼頡が古帝王の一人として位置づけられていたことは疑いない。

この時点での蒼頡は、軒轅氏(黄帝)の臣下ではなく、彼に禪讓を

行った古帝王である。彼の設定として後世第一に数え上げられる「文字の發明者」には言及がないため、この時点でそれが存在した否かは不明だが、嘗て蒼頡の起源に關して語られた「文字の發明者として蒼頡という人物が生み出された」とする説は、『容成氏』が蒼頡を古帝王に列する以上、今日では否定されるものとなる。<sup>6</sup>

このような古帝王としての蒼頡の存在を示唆する記述が、『慎子』佚文にも見える。<sup>5</sup>

#### 孔穎達『尚書正義』僞孔傳「尚書序」

司馬遷、班固、韋誕、宋忠、傅玄皆云「蒼頡、黄帝之史官也。」(…中略…) 慎到云「在庖犧之前。」

〔司馬遷、班固、韋誕、宋忠、傅玄皆云「蒼頡、黄帝の史官なり」と。(…中略…) 慎到云「庖犧の前に在り」と。〕

前後の文脈が全く不明なため、「在庖犧之前」の五字が『慎子』原文の引用かあるいは孔穎達の要約かすら不明である。<sup>6</sup> 慎到は前四世紀の人だが、現行本『慎子』さらには佚文が慎到その人の著述か否かも定かではない。ただし既存の『慎子』諸篇を見る限り、『呂氏春秋』・『韓非子』・『墨子』・『史記』李斯列傳に引く李斯上書などと表現が重なる部分がある。それを踏まえれば、既存の諸篇は慎到その人の作でとは確言できないものの、前三世紀後半の成書であるとはいえるだろう。馬王堆漢墓帛書『老子』乙本卷前古佚書に既存諸篇と對應する部分があることも、この推測を裏付ける。

『慎子』佚文で注目すべきは、庖犧である。まず、庖犧について傳世文献を参照すると、伏羲(『莊子』人間世等)・包犧(『易』繫辭下

傳等)・宓義(『漢書』百官公卿表等)など複数の表記をとるものの、いくつかの文獻にその存在が記述され、『莊子』胠篋篇<sup>7</sup>に容成氏や神農氏と併記されるように、古帝王の一人として認識されていた。『容成氏』より降る『易』繫辭下傳(戰國末)統一秦期成書<sup>8</sup>では、庖犧を黄帝より前に配置するが、上記『容成氏』や『莊子』胠篋篇では黄帝よりも後に配置するように、庖犧と黄帝との先後關係が文獻によつて異なる。ただし、『慎子』佚文が庖犧蒼頡との先後關係しか明記しないため、庖犧と黄帝とのそれはわからない<sup>10</sup>。

この佚文では、蒼頡と庖犧を比較する以上、兩者を同等の存在、すなわち古帝王として認識していたことは確かであり、黄帝臣下説が、それ以降に発生したと推測できる。

### 文字の發明者としての蒼頡

戰國後期の前三世紀になると、蒼頡を「文字の發明者」とする文獻が登場する。

#### 『荀子』解蔽

故好書者衆矣、而倉頡獨傳者、壹也。好稼者衆矣、而后稷獨傳者、壹也。好樂者衆矣、而夔獨傳者、壹也。好義者衆矣、而舜獨傳者、壹也。倕作弓、浮游作矢、而羿精于射。奚仲作車、乘杜作乘馬、而造父精于御。自古及今、未嘗有兩而能精者也。

〔故に書を好む者は衆きも、而も倉頡のみ獨り傳わる者は、壹なればなり。稼を好む者は衆きも、而も后稷のみ獨り傳わる者は、壹なればなり。樂を好む者は衆きも、而も夔のみ獨り傳わる者は、

壹なればなり。義を好む者は衆きも、而も舜のみのみ獨り傳わる者は、壹なればなり。倕は弓を作り、浮游は矢を作り、而して羿は射に精し。奚仲車を作り、乘杜は乘馬を作り、而して造父は御に精し。古自り今に及ぶまで、未だ嘗つて兩にして能く精しき者有らざるなり。〕

#### 『呂氏春秋』審分覽／君守

奚仲作車、蒼頡作書、后稷作稼、臯陶作刑、昆吾作陶、夏鯨作城、此六人者所作當矣、然而非主道者、故曰作者憂、因者平。惟彼君道、得命之情、故任天下而不彊、此之謂全人。

〔奚仲車を作り、蒼頡書を作り、后稷稼を作り、臯陶刑を作り、昆吾陶を作り、夏鯨城を作る。此の六人は作る所に當たる。然れども主道の者に非らず。故に曰う、作者は憂え、因る者平らかなり、と。惟だ彼の君道のみ、命の情を得。故に天下に任じて彊めず、此を之れ全人と謂う。〕

#### 『韓非子』五蠹

古者蒼頡之作書也、自環者謂之私、背私謂之公、公私之相背也、乃蒼頡固以知之矣。

〔古者、蒼頡の書を作るや、自ら環する者を之を私と謂い、私に背くを之を公と謂う。公私の相い背くは、乃ち蒼頡固より以て之を知る。〕

#### 参考 『說文解字』九上「ム」(「ム」は「私」の初文)

姦袞也。韓非曰蒼頡作字、自營爲ム。凡ム之屬皆從ム。  
〔姦袞なり。韓非曰う、倉頡字を作るや、自ら營なむをムと爲

すと。」

三書の蒼頡關連記述のうち、『呂氏春秋』・『韓非子』が「蒼頡作書(字)」という表現を共有する點に注目したい。加えて『呂氏春秋』の「蒼頡作書」を含む前後の文章が何れも「○○作△」形式の四字句となっており、更に『荀子』と奚仲・蒼頡・后稷の三人が重複することから、何れも何らかの典據に基づくことが推測される

結論からいうと、これらの部分は『世本』作篇佚文と合致するところがあるため、おそらくは『世本』の引用と考えられる。

『世本』作篇佚文(關連部分のみ引用)

倉頡作書(孔穎達『尚書正義』序等に引く)

相土作乘馬(鄭玄『周禮注』校人・楊倞『荀子注』解蔽等に引く)

揮作弓(孔穎達『禮記正義』射義・郭璞『山海經注』海内經等に引く)

に引く)

皋陶制五刑(羅泌『路史』後紀七卷羅莘注等に引く)

夔作樂(杜佑『通典』樂四・徐堅『初學記』に引く)

絳作城(孔穎達『禮記正義』祭法等に引く)

奚仲作車(郭璞『山海經注』海内經・劉昭『集注後漢』輿服志

等に引く)

逢蒙作射(歐陽詢『藝文類聚』七四等に引く)

『呂氏春秋』君守と『韓非子』五蠹が始皇帝の在位前半(前二四〇

〜二三〇年代)、『荀子』解蔽がややそれを遡る時期の成書となるため、

『世本』作篇の成書も前三世紀中盤が下限となる。

これらの記述から、戦國末の時点で蒼頡に「文字の發明者」という

設定が付加されていること、並びにそれが當時の中原に定着しつつあったことが確認できる。一方、『荀子』からは、荀子が蒼頡について「文字を好んだ人物の中での第一人者」として認識し、必ずしも「文字の發明者」とはみなしていなかったことが推測できる。解蔽篇當該部分の構成が文化英雄的な特定個人に歸すことに否定的という内容であることからすれば、『世本』を下敷きに荀子独自の理解を提示したものと考えられる。

他の前三世紀の成書を想定する諸文獻中に蒼頡を記すものに、『鵝冠子』がある。『鵝冠子』については、古來偽書という評價が續いていたのだが、馬王堆漢墓帛書の出土により、戦國末から前漢初めの成書ではないかとされるようになった(大形徹一九八三)。

『鵝冠子』には蒼頡が二個所記される。

『鵝冠子』近佚

鵝冠子曰、蒼頡作法、書從甲子、成史李官、蒼頡不道、然非蒼

頡文墨不起。

〔鵝冠子曰く「蒼頡法を作るに、書は甲子に従い、成史李官は

蒼頡道とせず。然れども蒼頡に非ざれば文墨起らず。」〕

『鵝冠子』王鈇

不待士史、蒼頡作書。故後世莫能云其咎。

〔士史を待たず、蒼頡書を作る。故に後世能く其の咎を云う莫し。〕

『鵝冠子』の成書時期について、大形徹一九八三では唐以降の付加部分がある可能性を指摘しながら、「楚の地方に傳わっていた戦國末

期より漢代初期にかけての思想が集合したものであろう」とする。また、福田一也二〇〇〇では王鉄篇の成書時期を楚の義帝政權下とし、裘錫圭一九八一は王鉄篇に見える「嗇夫」の秦漢の出土文字資料での使用状況を分析した結果から、『鶡冠子』が前漢に降ることはないとする。それらに従い、本論では『鶡冠子』を前三世紀後半の成書とする。

王鉄篇の「蒼頡作書」は、『呂氏春秋』や『韓非子』と同じく『世本』によるものだろう。興味深いのは、近佚篇の蒼頡が發明したものを「法」とする点である。一応、北宋の陸佃は「一本、法字在書字下」「一本、「法」字は「書」字の下に在り」と注し、「蒼頡作書、法從甲子」とする別本の存在を指摘する。これまで見てきたように、「蒼頡作書」が『世本』に由來の表現であることから別本が妥當である可能性もあるが、本章は法を主題として説かれていることから、存置しても問題ないだろう。

そうすると、近佚篇では蒼頡に「法の發明者」特異な役割を與えていることになる。ただし、後文の「非蒼頡文墨不起」からは、近佚篇作者が蒼頡を文字の發明者とする傳説を知っていたことが明らかであり、「蒼頡作法」も「蒼頡作書」を元に章の内容に則した改變を行った結果生まれた表現であるとすべきだろう。

これら、『世本』を媒介として戦國末に廣まった「文字の發明者」という蒼頡の設定が定着するのが統一秦期であり、それに大きく寄與したのが、丞相李斯編纂の識字書『蒼頡篇』である。<sup>13)</sup>「蒼頡作書」を冒頭の四字句として書かれる『蒼頡篇』が、前漢中記に至るまで識字

用テキストとして廣く普及した結果、「文字の發明者が蒼頡である」という關係が定着することとなった。<sup>14)</sup>

以上、戦國期に古帝王として知られた蒼頡は、戦國末に至ると「文字の發明者」としての設定を割り當てられ、統一秦期以降、識字教育という政治的な強制力によって、それが定着することになった流れを整理した。次に、前漢期について述べる。

## 二、前漢期

前漢では、引き續き『蒼頡篇』が識字書として使用された結果、蒼頡の「文字の發明者」という設定が廣まったためだろうか、それを前提とした蒼頡傳説が展開されるようになった。その中で著名なのが、前漢武帝の頃（大體紀元前二世紀後半）の成書である『淮南子』本經訓の記述である。

### 『淮南子』本經訓

昔者蒼頡作書、而天雨粟、鬼夜哭。伯益作井、而龍登玄雲、棲昆侖。

「昔者、蒼頡書を作りて、天粟を雨らし、鬼夜に哭す。伯益井を作りて、龍は玄雲に登り、神は崑崙に棲む。」

「伯益作井」については、『世本』佚文（陸德明『經典釋文』周易「井」條・『路史』に引く）に「化益作井」「化益井を作る」と見え、後漢末の宋衷はこれに「化益、伯益也。堯臣。」「化益、即ち伯益。堯の臣なり」と注す。また別に『呂氏春秋』勿躬に「伯益作井」を含む以下の文が見える。



『呂氏春秋』勿躬

大槁作甲子。黔如作虜首。容成作麻。羲和作占日。尚儀作占月。后益作占歲。胡曹作衣。夷羿作弓。祝融作市。儀狄作酒。高元作室。虞姁作舟。伯益作井。赤冀作臼。乘雅作駕。寒哀作御。王氷作服牛。史皇作圖。巫彭作醫。巫咸作筮。此二十官者。聖人之所以治天下也。

〔大槁甲子を作る。黔如虜首を作る。容成麻を作る。羲和占日を作る。尚儀占月を作る。后益占歲を作る。胡曹衣を作る。夷羿弓を作る。祝融市を作る。儀狄酒を作る。高元室を作る。虞姁舟を作る。伯益井を作る。赤冀臼を作る。乘雅駕を作る。寒哀御を作る。王氷服牛を作る。史皇圖を作る。巫彭醫を作る。巫咸筮を作る。此二十官は、聖人の天下を治めし所以なり。〕

「○○作△」形式の句について、上記『世本』佚文と一致するものがいくつか確認されることからすれば、この部分もまた『世本』の佚文と考えられる。そのため、本經訓も『世本』「蒼頡作書」・「伯益作井」を核として、内容を膨らましたものとなる。

『淮南子』脩務訓

昔者、蒼頡作書、容成造曆、胡曹爲衣、后稷耕稼、儀狄作酒、奚仲爲車。

〔昔者、蒼頡書を作り、容成曆を造り、胡曹衣を爲り、后稷稼を耕し、儀狄酒を作り、奚仲車を爲る。〕

脩務訓の「○○作(爲)△」もまた、「后稷耕稼」以外は上記『世本』佚文や『呂氏春秋』と一致することから、『世本』を下敷きに内容を

膨らましたものとしてよい。

上述の本經訓は、蒼頡が文字を發明した結果生じた世界の変化を記述の中心とするが、蒼頡自身が如何にして文字を發明したか、またそれが何時なのかについては記さない。それに對し、説山訓には蒼頡の名こそ明示しないものの、彼の文字發明傳説に關連する記述が見える。

『淮南子』説山訓

見竅木浮而知爲舟、見飛蓬轉而知爲車、見鳥跡而知著書。以類取之。

〔竅木の浮ぶを見て舟を爲るを知り、飛蓬の轉ずるを見て車を爲るを知り、鳥迹を見て書を著すを知る。類を以て之を取るなり。〕

ここで注目すべきは「見鳥跡而知著書」である。説山訓では具體的な發明者を記さないが、後述する『論衡』感類ではそれぞれ奚仲と蒼頡の事跡とする。加えて舟についても『墨子』非儒下「巧垂作舟」〔巧垂舟を作る〕・郭璞『山海經注』海内經引『世本』佚文に「共鼓・化狄作舟」〔共鼓・化狄舟を作る〕とあることからすれば、説山訓も『世本』の記述を下敷きに内容を膨らませたものとすべきだろう。またここからは、蒼頡文字發明傳説の一端を占める「鳥の足跡から文字を發明した」という物語が、蒼頡單獨ではなく文化英雄説話の一端として形成されたことが見て取れる。

また蒼頡の立場について注目すべき記述が、泰族訓に見える。

『淮南子』泰族訓

蒼頡之初作書、以辯治百官、領理萬事、愚者得以不忘、智者得以志遠。至其衰也、爲奸刻僞書、以解有罪、以殺不辜。湯之初作

囿也、以奉宗廟鮮犗之具、簡士卒、習射御、以戒不虞。及至其衰也、馳騁獵射、以奪民時、疲民之力。堯之舉禹、契、後稷、皋陶、政教平、奸宄息、獄訟止而衣食足、賢者勸善而不肖者懷其德。及至其末、朋黨比周、各推其與、廢公趨私、内外相推舉、奸人在朝、而賢者隱處。

〔蒼頡の初めて書を作るや、以て百官を辯治し、萬事を領理し、愚者は以て忘れざることを得、智者は以て遠きを志すことを得たり。其の衰うるに至るに及ぶや、姦刻偽書を爲りて、以て有罪を解き、以て不辜を殺す。湯の初めて囿を作るや、以て宗廟鮮犗の具を奉じ、士卒を簡び、射御を習わし、以て不虞を戒む。其の衰うるに至るに及ぶや、馳騁獵射して、以て民の時を奪い、民の力を罷らす。堯の禹・契・后稷・皋陶を擧ぐ、政教平らかに、姦宄息み、獄訟止み而して衣食足り、賢者善を勧め而して不肖者は其徳を懷う。其の末に至るに及び、朋黨比周して、各の其の與を推し、公を廢て私に趨り、内外相い推舉し、姦人朝に在り而して賢者隱處す。〕

秦族訓では、文化を生み出す・人物を拔擢するという行動の主體として、蒼頡・湯・堯をとりあげる。堯の前に湯が書かれる以上、この三人が時代順で配置されていないことは明らかだが、湯や堯が王朝の始祖や五帝の一人であることからすれば、蒼頡も彼らと同じ古帝王の一人として認識していた可能性を指摘できる。

以上、戦国中期では古帝王の一人であった蒼頡が、戦国末に至ると「文字の発明者」という設定を持ったいわゆる文化英雄の一人として

位置づけられ、その設定が定着する過程で関連する設定やエピソードが徐々に付加されてきた過程が了解されるだろう。その後の蒼頡傳説は新たな展開を見せる。次章では、それについて述べることにする。

## 二章 後漢期における蒼頡傳説の展開

蒼頡傳説は後漢期に至ると更に増加するが、前漢期の記述では、蒼頡が文字を発明した事實やそれに伴う社會や世界の變化が中心となっていたが、この時代では蒼頡の地位や相貌、死亡日といった彼個人に關する傳説が書かれるようになるという違いがある。まずはその邊りを見ることにしたい。

### 一、蒼頡の地位

#### 黄帝臣下説

現在一般に知られる蒼頡の地位は「黄帝の臣下」だが、これは、後漢の王充（二七〇?）『論衡』骨相篇に初出する<sup>(15)</sup>。

#### 『論衡』骨相篇

若夫短書俗記、竹帛胤文、非儒者所見、衆多非一。蒼頡四目、爲黄帝史。晉公子重耳叱脅、爲諸侯霸。蘇秦骨鼻、爲六國相。張儀叱脅、亦相秦、魏。項羽重瞳、云虞舜之後、與高祖分王天下。

〔夫の短書俗記、竹帛胤文の若きは、儒者の見る所に非ず、衆多一に非ず。蒼頡四目にして、黄帝の史爲り。晉の公子重耳は叱脅にして、諸侯の霸爲り。蘇秦は骨鼻にして、六國の相爲り。張儀叱脅にして、亦た秦・魏に相たり。項羽は重瞳にして、虞舜の

後と云い、高祖と天下を分ち王たり。」

骨相篇の「蒼頡四目、爲黃帝史。」は、後述する『春秋孔演圖』・『漢書』の内容を合わせたものとなっているが、このような説は王充自身が指摘するように「短書俗記、竹帛胤文」といった經書などの正統的文獻以外でよく知られた説だったのである。

黃帝臣下説は『漢書』古今人表にも見える。一般に八表は『後漢書』列女傳、班昭傳に據つて班昭の篇とされるが、序冒頭「自書契之作〔書契の作されてより〕」の「書契」を文字の意味として使用する用法が班固より始まることを踏まえれば（山田崇仁二〇〇九・二〇一三）、基本構造は班固のそれを踏襲したと考えられるため、本論では班固説として引用する。

### 『漢書』古今人表第八、上下智人（黃帝の時代に配す）

倉頡（班固自注「黃帝之史」）

〔倉頡（班固自注「黃帝の史なり」）〕

班固はその典據を明示しないが、後述するように本表が劉歆『世經』の古帝王觀に従っていることから、黃帝臣下説もまた古文學説であり、班固がそれを採用したと考えられる。上述の『論衡』は『漢書』より「やや遡る時期の著述だが、『論衡』が稀な書物だったため、班固はこれを見ていないことは確かだろう。王充も若年次に洛陽で班固・班昭の父である班彪に教えを承けた身であることからすれば、黃帝臣下説をそこで知ったのかもしれない。

### 古帝王説

これとは別に、古帝王説に従う文獻も存在する。

『河圖玉版』（郭璞『山海經注』などに引く）

河圖曰、蒼頡爲帝、南巡狩、登陽虛之山、臨于玄扈洛汭。靈龜負書、丹甲青文以授之。出此水中也。

〔河圖に曰う「蒼頡帝と爲り、南のかた巡狩し、陽虛の山に登り、玄扈、洛汭を臨む。靈龜書を負い、丹甲青文以て之に授く」と。此の水中より出でしなり。〕

この話は、古帝王の一人である蒼頡がその地位にあった頃、洛汭にて靈龜より河圖・洛書を授かったことを伝えるものだが、これは河圖・洛書の入手から文字を發明したとする傳説を背景にしていると推測される。

安居香山・中村璋八編一九七八によると、『河圖○○』類の緯書に記される古帝王の傳説は、おおむね後漢初期にまとめられたとされる。古帝王説が戰國中期の『容成氏』以来のものか、あるいは齊恵和一九三四の指摘するような、「四方の帝」という五行思想との關連で後漢期に東方の帝王として蒼頡が蒼帝に變質した結果生み出されたのかはわからない<sup>17)</sup>。

他に後漢期の古帝王説受容の例として、畫像石や銅鏡に描かれた蒼頡像がある。

例えば、山東省臨沂市沂南縣北寨漢畫像石墓中室南壁東側面（南京博物院・山東省文物管理部一九五六）に描かれた蒼頡は、三皇の一人である神農との一對で表されている。これは、蒼頡が神農と對等の地



位すなわち古帝王の一人として描かれていたことを示すものである。

また別な例として、西安市未央區出土の三段式神仙鏡及び同範の莊靜芬氏藏鏡最下部に鳥と向かい合う形で描かれた蒼頡像が知られる（『中國古鏡の研究』班二〇一一・森下章司二〇一二・鵬宇二〇一四）。三段式神仙鏡自体は、後漢末から三國期にかけてのものとしてされる。ただし、問題となる未央區出土の物についてはいわゆる「踏み替えし技法」によって鑄造された可能性が指摘されたため注意を要するとされるものの、『中國古鏡の研究』班二〇一一・森下章司二〇一二などでは、本鏡の圖像紋様や銘文については後漢末のものとして扱っているため、本論でもそれに従う。

この鏡の銘文五・六句に「蒼頡作書、以教後生」（蒼頡書を作り、以後生に教う）と『蒼頡篇』の冒頭二句を引き、また第二句に「三王作容」（三王容を作す）と書かれる。これに對し森下章司は、「この「三王」は蒼頡・燧人など古代の聖帝をさすものと思われる。」と指摘する。森下が阿部二〇〇四を引用して説くように、燧人が後漢期の今文學派によって三皇の一人とされたことからすれば、後漢鏡で燧人と一對の形で表現される蒼頡もまた古帝王として扱われているといえる。

以上、後漢期には蒼頡の地位に關する二説が並行していたことを確認した。先に蒼頡古帝王説の例として『河圖玉版』をあげたが、緯書が全面的に蒼頡古帝王説を採用していたわけではない。その根據となるのが『尚書緯』・『孝經識』（『尚書正義』孔安國傳序に引く）の「三皇無文字」（三皇に文字無し）である。これは蒼頡について直接語るものではないが、蒼頡を三皇の後に配する、即ち彼が五帝筆頭の黄帝

臣下という認識を前提とする記述と考えられるからである。むしろこのように、緯書に兩説が混在することそのものが後漢期の兩説並行を示唆するといえる。

次に蒼頡の容貌や死亡日に關する記述を見ることにする。

## 二、蒼頡自身に關する記述

### 蒼頡四目

まずは蒼頡の容貌について見ることにしよう。これに關して、現在よく知られているのは「四目」であろう。『論衡』骨相篇は既に紹介したが、緯書『春秋孔演圖』にも見える。

『春秋孔演圖』（『藝文類聚』卷十七・『太平御覽』卷三六六引く）  
『春秋元命苞』（南宋羅泌『路史』卷六禪通紀羅莘注引く）

蒼頡四目、是謂并明。

〔蒼頡は四目、これを並明と謂う〕

このような「世界に大いなる變化をもたらした存在は常人とは異なる異相を示す」という設定が付加されるのは、古くは秦の伏生『尚書大傳』あたりに遡る。

『尚書大傳』（『太平御覽』卷三六三引く）

堯八眉、舜四瞳子、禹其跳、湯扁、文王四乳。

〔堯は八眉、舜は四瞳子、禹は其れ跳、湯は扁、文王は四乳。〕

このような設定は、五帝や夏殷周といった歴代の帝王以外にも付加される。おそらく蒼頡の四目という設定も、「文字の發明者」という基本設定を前提とし、その後それにふさわしい異相として四目が付

加されたのだろう。

蒼頡の目に關する設定は、骨相篇の黄帝臣下説のみならず古帝王説側にも廣まっていたようで、上述の沂南縣北寨漢畫像石に描かれた古帝王たる蒼頡もまた四目となっている<sup>(19)</sup>。

### 死亡日

蒼頡の死亡日に關する傳説が『論衡』譏日に見える。

#### 『論衡』譏日

又學者諱丙日、云「倉頡以丙日死也」。

〔又た書を學ぶ者は丙日を諱みて云う「倉頡丙日を以て死すなり」と。〕

おそらくは、戰國以來廣く行われてきた日書のような占書に典據を持つのだろうが、この記述からは、蒼頡の生涯にまつわる傳説が形作られつつあったことが推測される。

### 三、論衡の記述

これまで、後漢期の蒼頡傳説が残される資料として王充『論衡』を引用してきたが、『論衡』にはそれ以外にも蒼頡に關する傳説が記される。彼は許慎とほぼ同時代の人だが、許慎の『說文解字』（一〇〇〇年完成）よりも前に『論衡』を執筆していると考えられるため、後漢中期に至る蒼頡傳説の實態を知るには適した文獻となる。

#### 『論衡』奇怪篇

此或時見三家之姓、曰妘氏、子氏、姬氏、則因依放、空生怪説、

猶見鼎湖之地、而著黃帝升天之説矣。失道之意、還反其字。蒼頡作書、與事相連。姜原履大人跡、跡者、基也、姓當爲「其」下「土」、乃爲「女」旁「臣」、非基跡之字。

〔此れ或いは時見三家の姓に、妘氏・子氏・姬氏と曰うを見、則ち因りて依放し、空しく怪説を以ざるは、猶お鼎湖の地を見、而して黃帝升天の説を著すがごとし。失道の意は、還つて其の字に反す。蒼頡書を作るに、事と相い連ぬ。姜原大人の跡を履むの跡は基なれば、姓當に「其」の下に「土」と爲すべし。乃ち「女」と旁の「臣」と爲すは、基跡の字に非ず。〕

奇怪篇では、いわゆる古帝王の感生帝説話とそれぞれの姓が結びつくとする當時の俗説を否定するために蒼頡を引き、蒼頡が造字の際に事物との連關に従ったことを指摘する。これは『淮南子』説山訓に初出する「鳥の足跡から文字を發明した」という蒼頡關連傳説を背景としていることは、明らかである。

#### 『論衡』商蟲

夫蟲、風氣所生、蒼頡知之。故「凡」「蟲」爲「風」之字。取氣於風、故八日而化。生春夏之物、或食五穀、或食衆草。食五穀、吏受錢穀也。其食他草、受人何物。

〔夫れ蟲は、風氣の生ぜしところ、蒼頡之を知る。故に凡蟲もて風字と爲すは、取氣を風に取り、故に八日にして化す。春夏に生ずるの物、或いは五穀を食らい、或いは衆草を食らう。五穀を食らうは、吏の錢穀を受くるとするや。其の他草を食らうは、人の何物かを受くるかと。〕

こちらも蒼頡の造字原理について述べた部分である。「故八日」以下は、『淮南子』墜形訓にもとづくものだろう（『大戴禮記』易本命にもほぼ同文が見える）。『說文解字』第十三篇下「風」の説解にこれと類似の文が見える。

### 『淮南子』墜形訓

二九十八、八主風、風主蟲、蟲故八月而化。

〔二九十八、八は風を主り、風は蟲を主る。故に蟲八日にして化するなり。〕

### 『大戴禮記』易本命

二九十八、八主風、風主蟲。故蟲八日化也。

〔二九十八、八は風を主り、風は蟲を主る。故に蟲八日もて化するなり。〕

『說文解字』第十三篇下／風（段玉裁『說文解字注』に従って本文を改めた）

從蟲。凡聲。風動蟲生。故蟲八日而化。

〔蟲に從うの凡聲。風動かば蟲生ず。故に蟲八日にして化すと。〕

「故八日」以下は『淮南子』の引用であると考えられるが、「凡蟲もて風字と爲す」の部分は、『論衡』が同時代に餘り知られていなかった書物であることからして『說文解字』が『論衡』を参照したのではなく、兩者共通の典拠があったと考えるべきだろう。

### 『論衡』異虚篇

書傳曰「蒼頡作書、天雨穀、鬼夜哭」

〔書傳に曰う「蒼頡書を作るに、天穀を雨らし、夜に哭鬼す」と。〕

これは上述の『淮南子』本經訓からの引用だろう。同じく本經訓に取材したと考えられる引用が感虚篇・訂鬼篇に見える。

### 『論衡』感虚第十九

傳書言「倉頡作書、天雨粟、鬼夜哭」。此言文章興而亂漸見、

故其妖變致天雨粟、鬼夜哭也。夫言天雨粟、鬼夜哭、實也。言其應倉頡作書、虚也。夫河出圖、洛出書、聖帝明王之瑞應也。圖書文章與倉頡所作書何以異。天地爲圖書、倉頡作文字、業與天地同、指與鬼神合、何非何惡、而致雨粟、鬼哭之怪哉。使天地鬼神惡人有書、則其出圖書非也。天不惡人有書、作書何非、而致此怪。或時倉頡適作書、天適雨粟、鬼偶夜哭、而雨粟、鬼哭、自有所爲、世見應書而至、則謂作書生亂敗之象、應事而動也。

〔傳書に言う「倉頡の書を作るや、天は粟を雨らし、鬼は夜に哭す」と。此れ文章興り而して亂漸見わるを言う。故に其の妖變、天は粟を雨らし、鬼は夜に哭するを致すなり。夫れ天は粟を雨らし、鬼は夜に哭すると言うは實なるも、其の倉頡書を作るに應ずと言うは、虚なり。夫れ河の圖を出だし、洛は書を出だせるは、聖帝明王之瑞應なり。圖書の文章と倉頡作りし所の書、何を以て異ならん。天地の圖書を爲り、倉頡の文字を作る、業は天地と同じ、指は鬼神と合すれば、何を非とし何を惡み、而して粟を雨らせ、鬼の哭するの怪を致すや。天地鬼神をして人の書有るを惡まざれば、則ち其の圖書を出だすは非なり。天人の書有るを惡まず、書を作るの何を非とし、而して此の怪を致すや。或いは時に倉頡適書を作り、天適粟を雨らし、鬼偶夜哭せしならん。而して粟を

雨らし、鬼の哭するは、自ら爲す所有り。世、書に應じ而して至るを見れば、則ち書を作るの亂敗を生ずるの象、事に應じて動くと謂うなり。」

『論衡』訂鬼

世稱「紂之時夜郊鬼哭、及倉頡作書鬼夜哭」。

〔世に稱す「紂の時夜郊に鬼哭し、倉頡作書を作るに及びて鬼夜に哭す」と。〕

感虚篇が述べるように、王充自身は「蒼頡が文字を作り出したことに感じて、天が穀物を雨のように降らせたり、鬼が夜に泣いたりした」という怪奇現象を否定するのだが、複数篇でこの傳説を引用することからすれば、この話が著名であったことを推測させる。また感虚篇では河圖・洛書をとりあげるが、唐の孔穎達『尚書正義』孔安國傳序のように、後世蒼頡傳説が再検討された際、河圖・洛書との關係が問題となつたが、王充自身は蒼頡の作り出した文字と河圖・洛書とは異なるものであると判断している點が興味深い。

『論衡』謝短

造車輿、何工。生馬、何地。作書、何人。造城郭、及馬所生、難知也、遠也。造車作書、易曉也、必將應曰、倉頡作書、奚仲作車。

詰曰「倉頡何感而作書。奚仲何起而作車」。又不知也。文吏所當知、然而不知、亦不博覽之過也。

〔車輿を造りしは、何の工ぞ。馬を生みしは、何れの地ぞ。書を作りしは、何人ぞ。城郭を造り、及び馬の生れし所、知る難き

なり。遠ければなり。車を造り書を作りしは、曉かに易きなり。必らず將に應じて曰く「倉頡書を作り、奚仲車を作る」と。詰りて曰く「倉頡は何に感じて書を作る。奚仲何に起りて車を作る」と。又た知らざるなり。文吏の當に知るべき所、然して知らず、亦た博覽せざるの過ちなり。〕

『論衡』順鼓

倉頡作書、奚仲作車、可以前代之時無書、車之事、非後世爲之乎。時同作殊、事乃可難。異世易俗、相非如何。

〔倉頡書を作り、奚仲車を作るは、前代の時書、車の事無きを以て、後世之を爲るに非ざる可けんや。時同じくも作殊なれば、事乃ち難かる可く。世を異にし俗を易えば、相い非とすること如何せん。〕

『論衡』感類

以見鳥跡而知爲書、見蜚蓬而知爲車、天非以鳥跡命倉頡、以蜚蓬使奚仲也。奚仲感蜚蓬、而倉頡起鳥跡也。（……中略……）夫感則蒼頡、奚仲之心、懼則左師、華臣之意也。

〔鳥跡を見るを以て書を爲るを知り、蜚蓬を見て車を爲るを知るも、天は鳥跡を以て倉頡に命じ、蜚蓬を以て奚仲に使むるに非ざるなり。奚仲は蜚蓬に感じ、而して倉頡は鳥跡に起ればなり。（……中略……）夫れ感ずるは則ち蒼頡、奚仲の心、懼るるは則ち左師、華臣の意なり。〕

『論衡』對作

造端更爲、前始未有、若倉頡作書、奚仲作車是也。易言伏羲作

八卦、前是未有八卦、伏羲造之、故曰作也。(……中略……)倉頡之書、世以紀事。奚仲之車、世以自載。伯餘之衣、以辟寒暑。桀之瓦屋、以辟風雨。夫不論其利害、而徒譏其造作、是則倉頡之徒有非、世本十五家皆受責也。故夫有益也、雖作無害也。雖無害、何補。

〔端を造り爲を更め、前始未だ有らざること、倉頡の書を作り、奚仲の車を作るが若きは是れなり。易に伏羲八卦を作ると言うは、是より若未だ八卦有らず、伏羲造之を作る。故に作と曰うなり。(……中略……)倉頡の書、世以て事を紀す。奚仲の車、世以て自ら載す。伯餘の衣、以て寒暑を辟く。桀の瓦屋、以て風雨を辟く。夫れ其の利害を論ぜずして、徒だ其の造作を譏る。是れ則ち倉頡の徒に非有り。世本十五家皆な責を受くなり。故に夫の益有るや、作ると雖ども害無きなり。害無しと雖えども、何の補あらん。〕

注目すべきは、對作篇の「世本十五家」である。上文に「倉頡作書、奚仲作車」が見られるが、「世本十五家」はまさしく當該部分が『世本』の引用であること、そして王充が『世本』を材料としていたことを裏付けるものである。

以上、『論衡』に記される蒼頡傳説について述べた。王充自身は、「天雨粟、鬼夜哭」傳説のように否定的に扱う場合も少なくないが、逆にいれば、それだけ彼の生きていた時代には、俗書を中心に様々な蒼頡傳説が展開・受容されていたことが推測できるのである。

### 三章 『説文解字』敍による蒼頡傳説の古文學派歴史観への組み込み

#### 一、『説文解字』敍と劉歆『七略』との關係

これまで、『世本』の記述を基礎に様々な設定が付加されてきた蒼頡傳説だが、これらの記述を一つの物語として編纂し直したのが、許慎『説文解字』敍である。敍は文字の誕生と造字原理、また許慎に至るまでの識字教育と歴代用いられた識字課本についての歴史をまとめたものだが、蒼頡の文字發明に關する記述は冒頭部分に見える。

#### 『説文解字』敍

A 古者庖羲氏之王天下也、仰則觀象於天、俯則觀法於地、視鳥獸之文與地之宜、近取諸身、遠取諸物、於是始作易八卦、以垂憲象。

B 及神農氏、結繩爲治、而統其事。庶業其繁、飾僞萌生。

C 黃帝之史倉頡、見鳥獸蹄迹之跡、知分理之可相別異也、初造書契。百工以乂、萬品以察、蓋取諸夫。夫、揚於王庭、言文者、宣教明化於王者朝廷、君子所以施祿及下、居德則忌也。

〔A 古者、庖犧氏の天下に王たるや、仰げば則ち象を天に觀、俯しては則ち法を地に觀、鳥獸の文と地の宜しきを視、近きは諸を身に取り、遠きは諸を物に取り、是において始めて易八卦を作り、以て憲象を垂る。〕

B 神農氏の結繩して治を爲し、而して其の事を統ぶるに及びて、庶業其めて繁く、飾僞萌生す。



C 黄帝の史倉頡、鳥獸蹄迹の跡を見、分理の相い別異す可きを知るや、初めて書契を造る。百工以て父り、萬品以て察す。蓋し諸を夬に取る。夬は王庭に揚ぐ。言う、文なる者は教を宣へ王者の朝廷に化を明らかにし、君子の所以祿を施して下に及ぼす所以は、徳に居れば則ち忌むなり、と。」

これら紋が記す中國文字史の記述は許慎の獨創によるものではなく、典據が存在する。本論で對象とする冒頭部については、『漢書』藝文志／六藝略／易類・小學類や『易』繫辭下傳（ABC）並びに夬の卦辭（C）・象傳（C）がそれである。

『易』／繫辭下傳

古者包犧氏之王天下也、仰則觀象於天、俯則觀法於地。觀鳥獸之文與地之宜、近取諸身、遠取諸物。於是始作八卦、以通神明之徳、以類萬物之情。作結繩而爲罔罟、以佃以漁、蓋取諸離。（…中略…）上古結繩而治、後世聖人易之以書契、百官以治、萬民以察、蓋取諸夬。

〔古者、包犧氏の天下に王たるや、仰ぎては則ち象を天に觀、俯しては則ち法を地に觀る。鳥獸の文と地の宜を觀、近きは諸を身に取り、遠きは諸を物に取る。是に於いて始めて八卦を作し、以て神明の徳を通じ、以て萬物の情を類す。結繩を作して罔罟を爲り、以て佃し以て漁るは、蓋し諸を離に取る。（…中略…）上古は結繩して治まる。後世の聖人之に易ふるに書契を以てし、百官以て治め、萬民以て察かなるは、蓋し諸を夬に取る。〕

『易』夬

夬。揚于王庭。（…中略…）象曰。澤上於天、夬。君子以施祿及下。居徳則忌。

〔「卦辭」夬。王庭に揚ぐ。（…中略…）象に曰く、澤の天に上るは、夬なり。君子以て祿を施して下に及ぼし、徳に居ること則ち忌む。〕

『漢書』藝文志／六藝略／易類小序

易曰、宓戲氏仰觀象於天、俯觀法於地。觀鳥獸之文與地之宜、近取諸身、遠取諸物。於是始作八卦、以通神明之徳、以類萬物之情。

〔易に曰く「宓戲氏は仰ぎて象を天に觀、俯しては法を地に觀る。鳥獸の文と地の宜を觀、近きは諸を身に取り、遠きは諸を物に取る。是に於いて始めて八卦を作し、以て神明の徳を通じ、以て萬物の情を類す」と。〕

『漢書』藝文志／六藝略／小學類小序

易曰、上古結繩以治、後世聖人易之以書契、百官以治、萬民以察、蓋取諸夬。夬、揚於王庭、言其宣揚於王者朝廷、其用最大也。古者八歲入小學、故周官保氏掌養國子、教之六書、謂象形、象事、象意、象聲、轉注、假借、造字之本也。漢興、蕭何草律、亦著其法、曰、太史試學童、能諷書九千字以上、乃得爲史。又以六體試之、課最者以爲尚書御史史書令史。吏民上書、字或不正、輒舉劾。

〔易に曰く、「上古は結繩して以て治まり、後世の聖人は之に易ふるに書契を以てし、百官以て治め、萬民以て察かなるは、蓋し諸を夬に取る。夬は王庭に揚ぐ。」と。其れ王者の朝廷に宣揚し、

其の最大を用うるを言ふ也。古者、八歳にて小學に入る。故に周官保氏は國子を養ふを掌り、之に六書を教う、と。象形・象事・象意・象聲・轉注・假借を謂うは、造字の本也。漢興りて蕭何律を草し、亦た其の法を著し、曰く、太史學童に試す、諷書九千字以上を能くするは、乃ち史爲るを得。又た六體を以て之を試し、課最なる者は、以て尚書・御史・史書令史と爲す。吏民上書し、字或いは正しからざれば、輒わち効もて擧ぐ。」

このうち『漢書』藝文志については、從來より劉歆『七略』の佚文であり、小序については輯略を分載したものとされる(姚振宗「七略別録佚文」『師石山房叢書』・餘嘉錫一九九一參照)。許慎が『七略』・藝文志何れに據ったのかは不明だが、どちらにせよその内容は劉歆の記述である以上、本論では當該部分を『七略』として引用する。

紱と典據との對應状況を整理するために、便宜上AからCまでに分け、以下に表形式で提示する。三者が共通する部分はゴシックとし、『易』と『七略』のみ共通する部分は右棒線で、『七略』と紱のみ共通する部分については二重線で、紱が前者の共通部分を改變したものに ついては波線をそれぞれ付した。

『易』 「繫辭下傳」 古者包犧氏之王天下也、仰則觀象於天、俯則觀法於地、觀鳥獸之文與地之宜、近取諸身、遠取諸物、於是始作八卦、以通神明之德、以類萬物之情。作結繩而爲罔罟。以佃以漁。蓋取諸離。	『七略』 「六藝略／易類小序」 易曰、宓戲氏仰觀象於天、俯觀法於地、觀鳥獸之文、與地之宜、近取諸身、遠取諸物、於是始作八卦、以通神明之德、以類萬物之情。	『說文解字』紱 A古者庖犧氏之王天下也、仰則觀象於天、俯則觀法於地、視鳥獸之文與地之宜、近取諸身、遠取諸物、於是始作易八卦、以垂憲象。
〔…中略…〕 上古結繩而治。	「六藝略／初學類小序」 易曰、上古結繩以治、	B及神農氏、結繩爲治、而統其事。庶業其繁、飾僞萌生。C黃帝之史倉頡、見鳥獸蹄迹之跡、知分理之可相別異也、初造書契。
後世聖人易之以書契。	後世聖人易之以書契、	

百官以治。萬民以察。 蓋取諸夫。 「夫」	百官以治、萬民以察、 蓋取諸夫。	百工以乂、萬品以 察、蓋取諸夫。
夫。揚于王庭。(… 中略…) 象曰。澤上 於天。夫。君子以施 祿及下。居德則忌。	夫、揚於王庭、言其 宣揚於王者朝廷、其 用最大也。	夫、揚於王庭、言文 者、宣教化於王者 朝廷、君子所以施祿 及下、居德則忌也。

全體構造について、『七略』小學類小序と『說文解字』絃が共に『易』の異なる篇を併せて類似した文を作っている點に氣がつく。両者が『易』に見えない「言其宣揚於王者朝廷」をほぼ共有することからすれば、『說文解字』絃が先行する『七略』に據ったことは明白である。實際、本稿では省略したこれ以降の絃の文が基本的に『七略』と重なる部分が多いことから裏付けられる<sup>20)</sup>。

また絃が『七略』が省略する『易』の記述を補い、加えてそれに改變を施したことが確認できる。それは、『七略』が省略する『易』夫の記述を補足したようなものや、許慎独自の改變を行っている部分もある。

筆者はこの獨自改變にこそ、蒼頡傳説における『說文解字』絃の意義があると考え。次にこれについて述べることにしよう。

## 二. 蒼頡傳説における『說文解字』絃の意義

まず、許慎が行った改編として、『易』の歴史認識に対するそれがあげられる。

『說文解字』絃では、繫辭下傳や『七略』が「包犧・上古・後聖人」とする部分について、包犧はそのままにしつつも「上古」を「神農」に「後聖人」を「黄帝」にそれぞれ改める。これによって、單なる時代の先後關係に過ぎなかった元の文章が、包犧↓神農↓黄帝というより明確な時代性を持った記述に生まれ変わった。

この三者を並べる歴史觀はまさしく『易』繫辭下傳によるものである。

### 『易』繫辭下傳

包犧氏没、神農氏作、(…中略…) 神農氏没、黄帝、堯、

舜氏作。

〔包犧氏没し、神農氏作る、(…中略…) 神農氏没し、黄帝、

堯、舜氏作る。〕

このように、繫辭下傳にもとづく黄帝以前の上古史觀は、『漢書』律曆志下引く劉歆『世經』がこれを引用するように、劉歆をはじめとする古文學派のものである<sup>21)</sup>。劉歆が『易』を重視したことについては、『七略』六藝略が『易』から始まることにも明らかだが、許慎も賈逵より古文學を學んだ一人であり、より明確に古文學派の歴史觀に則った文字の歴史を示すために、先行する小序の關係部分を再構成したのである。

ここまでは、許慎が小序の關係部分を再構成したのみであり、彼の

創意は見られない。許慎の蒼頡傳説における創意とは、「黄帝之史倉頡、見鳥獸蹄迹之跡、知分理之可相別異也、初造書契」を『七略』に組み込んだ点にある。

その意義は以下の三つである。

一つ目は、蒼頡黄帝史官説を採用した点である。

彼自身が蒼頡黄帝臣下説を採用していたことは、彼の『淮南鴻烈問詁』本經訓佚文にも同説が見えることから明らかである。また、彼のB末尾に「飾偽萌生」が見えるが、あるいはこの注文を改変して利用したのかもしれない。

『淮南鴻烈問詁』本經訓（唐馬總『意林』卷二に引く）

倉頡、黄帝史臣也。造文字則詐僞生。故鬼哭也。

〔倉頡、黄帝の史臣なり。文字を造れば則ち詐僞生ず。故に鬼哭するなり。〕

上述のように、後漢期には蒼頡黄帝臣下説と古帝王説とが平行して世に行われていたが、許慎は前者を採用したことになる。黄帝臣下説の初出が『論衡』骨相篇であることは既に述べたが、紋と密接に關係するのはそれとほぼ同時期の『漢書』古今人表である。

古今人表の太古から五帝の部分については、王先謙『漢書補注』が指摘するように、「上上聖人」の列に『世經』が禹以前の正規の古帝王として認める包犧・神農・黄帝・少昊・顓頊・帝嚳・堯・舜を配する一方、正規の帝王とはしない共工氏を「上中仁人」列に配している。まさしくこれは、『世經』の古帝王史観と一致するため、本表の当該部分は古文學派の説に従って書かれていることは明らかである。

一方蒼頡は『世經』には見えないものの、古今人表では「上下智人」列の黄帝の時代に配され、班固は「黄帝史」と注する。本表のこの部分分が古文學派の古帝王史観に従っている以上、蒼頡黄帝臣下説もまた古文學派であり、古文學派の一人であった許慎もまたそれを承けたものといえる。

二つ目は、これまで『世本』や『淮南子』を基礎資料として展開されてきた蒼頡傳説を、一つの物語にまとめ上げたことである。

上述したように「黄帝之史蒼頡」が古文學派に據ることは既に述べたが、續く「見鳥獸蹄迹之跡」については、『淮南子』説山訓「見鳥跡而知著書」を改変したものとされる。「鳥跡」を「鳥獸蹄迹之跡」としたのは、上文の繫辭下傳由來の「鳥獸之文」と句を揃えて統一性を生み出す表現上の要求によるものだろうが、これを組み込んだのは『淮南子』に對する知見を豊富に持っていた許慎ならではともいえる。

「初造書契」は、直接的には『淮南子』秦族訓の「蒼頡之初作書、以辯治百官、領理萬事」に據るものだろう。秦族訓と繫辭下傳「以書契、百官以治。萬民以察。」兩句の類似を利用して、前後の文を繋いだものとなる。

ここで注目すべきは、蒼頡が發明したものが「書」から「書契」へと改變された点である。「書契」は元々「書」が「文字」を、「契」が「割り符」をそれぞれ意味する別個の言葉であったのが、前漢期に契と同義の券が使用された結果、本来の意味が薄れ後漢には班固が書契を文字の意味で使用し、それが流行して定着するに至った（山田崇仁二〇〇九・二〇一三）。許慎の改變はまさにその文脈に沿ったものとな

る。この改編によって生じた意義は次に述べる。

三つ目は、蒼頡が文字の歴史に初めてその地位を占めることができた点である。

『七略』小學類小序によって、中華文明における文字の歴史が初めてまとめられたが、文字の発明者は「後世聖人」であって蒼頡とはされなかった。その理由は定かではないが、おそらくは、蒼頡が直接的な資料である繫辭下傳を初めとする經書一般に見えないことが理由と考えられる。『世經』が『易』や『書』を正統的資料として編纂されることを踏まえれば、經書に見えない蒼頡は輯略の説く學術史の主要な登場人物ではなく、古文學派の正統的歴史觀に入り込む餘地は存在しなかったのである。

しかし、許慎は『説文解字』敍に「稱秦之隸書、爲倉頡時書」〔秦の隸書を稱して、倉頡の時の書と爲し〕と記すように、蒼頡文字發明傳説が常識であったため、それをどこかに挿入する必要を感じ、上述の改變を行ったのだろう。その結果、蒼頡は古文學派の正統的文字史に居場所を得ることができたのである。それこそが蒼頡傳説に関する『説文解字』敍の最大の意義となる。

後世、蒼頡傳説の典據として『説文解字』敍がよく利用されるのは、記述がまとまっているという利便性もあるが、劉歆が提示した正統的文字史の中に許慎によって居場所を得たことが大きい。加えて、『説文解字』自體が文字學の古典としての地位を確立するにつれ、敍の記述もまた文字史の古典として後世に受け継がれ、『説文解字』敍の蒼頡傳説が正統的なものとして認知されることとなったのである。

## おわりに

以上、蒼頡傳説の歴史的發展過程を述べた。ここでもう一度整理しよう。

戰國中期の『容成氏』に確認できるように、蒼頡は元々古帝王の一人であった。そして、戰國末に文字の発明者としての設定が加わり『世本』の「蒼頡作書」が生まれた。その後、これを『蒼頡篇』が採用することで文字學習者を中心に人口に膾炙され、徐々に『淮南子』などに収録されるようないくつかの傳説が作られていった。

その後、後漢に至ると蒼頡の地位や時代性に關わる設定が加わるが、基本的には『世本』や『淮南子』の記述がベースとなっていた。

そのような蒼頡傳説の廣がりとは別に、劉歆によって古文學派の正統的な文字の歴史が書かれたものの、經書に見えない蒼頡はそこから排除されてしまった。しかし許慎が『説文解字』敍を記す際に、劉歆説を下敷きに蒼頡傳説をそれに組み込んだ結果、蒼頡が正統的文字史に居場所を得ることができたのである。

その後、蒼頡傳説は大きな變化を迎える。

その理由は、『説文解字』敍が提示する蒼頡傳説が正統的な立場となったことが大きい。後世、蒼頡傳説を再検討・再構成する場合、まずは敍の記述が正統的なものとして参照され、それと矛盾する文獻の記述が問題となった。その過程で既存の資料との混交が進み、蒼頡に新たな傳説が付加されることになる。

『説文解字』以降の蒼頡傳説は、本姓や出身地・更には在位年やら



事績、更には死亡地という、蒼頡個人の人物設定が増加するのを特徴とする。

『皇覽』(劉昭『集注後漢』)／司馬彪『續漢書』郡國志一／司隸／左馮翊／衙縣に引く)

有蒼頡冢、在利陽亭南、墳高六丈。

〔蒼頡冢有り、利陽亭の南に在り、墳高六丈なり〕

現在の陝西省渭南市白水縣に、蒼頡墓と廟があり、中國全國重點文物保護單位となっている。それ以外にも數カ所蒼頡墓が傳説されている。

無論これらは後付けの設定だが、蒼頡廟碑(陝西省渭南市白水縣の蒼頡廟に建立。現在は西安市内の碑林博物館に移設)の建立年代である後漢の延熹五(後一六二)年には、それなりに形成されていたことは確かだろう。この背景に、『説文解字』敍による標準的蒼頡傳説が影響しているのは疑いない。

これら『説文解字』以降に新たな展開を見せた蒼頡傳説については、次稿で採り上げることにして、ここらで筆を置くことにしたい。

### 参考文献目録

#### 日文

- 阿辻哲次 一九八八 「緯書字説考」『漢語史の諸問題』(尾崎雄二郎・平田昌司編)所収
- 阿部幸信 二〇〇五 「燧人考」『九州大學東洋史論集』三三三
- 井上了一 一九九九 「現行本『慎子』の資料的問題について」『中國研究集刊』二四
- 内山直樹 二〇一一 「班固の斷限意識について―『春秋考紀』という呼稱の背景」『千葉大學人文研究』四〇

● 大形徹 一九八三 『鵲冠子』の成立―『大坂府立大學紀要(人文・社會科學)』三三

● 貝塚茂樹 一九八一 「漢字の起源」貝塚茂樹・小川環樹編『日本語の世界3 中國の漢字』中央公論社所収

● 加賀榮治 一九六四 『中國古典解釋史―魏晉篇―』勁草書房

● 「中國古鏡の研究」班 二〇一一 「三國西晉鏡銘集釋」『東方學報』八六

● 金谷治 一九七二 『易の話―『易經』と中國人の思考』講談社(講談社學術文庫一六六。二〇〇三)

● 近藤浩之 一九九八 a 「馬王堆漢墓帛書『周易』研究概説 中―『帛書周易』研究の現状と課題」『中國哲學研究』十一

● 一 一九九八 b 「馬王堆漢墓帛書『周易』研究概説 下―『帛書周易』研究の現状と課題」『中國哲學研究』十二

● 林巴奈夫 一九七三 「漢鏡の圖柄二、三について」『東方學報』四四

● 福田一也 二〇〇〇 『鵲冠子』王鈇篇の成立について『集刊東洋學』八四

● 福田襄之介 一九七九 『中國字書史の研究』明治書院

● 福田哲之 二〇〇四 『説文以前小學書の研究』創文社

● 一 一九九三 「許慎に於ける『古文』理解の特色」『日本中國學會報』四五

● 森下章司 二〇一一 「漢末・三國西晉鏡の展開」『東方學報』八六

● 一 二〇一二 「華西系鏡群と五斗米道」『東方學報』八七

● 安居香山・中村璋八編 一九七八 『重修緯書集成 卷六 河圖・洛書』明德出版社。

● 山田崇仁 二〇〇八 「文字なる表記の誕生」『中國古代史論叢』五集

● 一 二〇〇九 「書契考」『中國古代史論叢』六集

● 一 二〇一三 「續『書契』考」『立命館白川靜記念東洋文字文化研究紀要』第七號

● 山元宣宏 二〇一二 「書體の命名に込められた企圖―その成立と背景について」『漢字文化研究 漢檢漢字文化研究獎勵賞受賞論文集』三

● 吉川忠夫 一九九九 「汲冢書發見前後」『東方學報』七一

● 李承律 二〇〇五 「上海博物館藏戰國楚竹書『容成氏』譯注(上)」『出土文獻と秦楚文化』第二號

● 中文

● 管恩浩／霍啓明／尹世娟 一九九九 『山東臨沂吳白莊畫像石墓』『東南文化』一九九九年六月

#### 中文

● 管恩浩／霍啓明／尹世娟 一九九九 『山東臨沂吳白莊畫像石墓』『東南文化』一九九九年六月

- 齊思和 一九三四 『論黄帝之制器故事』 『史學年報（燕京大學）』 第二卷第一期（『古史辨』第七册所收）
- 馬承源主編 二〇〇二 『上海博物館藏戰國楚竹書（二）』 上海古籍出版社
- 南京博物院・山東省文物管理處合編 一九五六 『沂南古畫像石墓發掘報告』 文化部文物管理局
- 鵬宇 二〇一四 『倉頡作書 銘三段式銅鏡東釋』 復旦大學出土文獻與古文字研究中心。在線 URL: [http://www.gwz.fudan.edu.cn/SrcShow.asp?Src\\_ID=2351](http://www.gwz.fudan.edu.cn/SrcShow.asp?Src_ID=2351) (2016年2月25日閲覧)
- 裘錫圭 一九八一 『馮夫初探』 『雲夢秦簡研究』 中華書局所收
- 譚世寶 二〇〇六 『蒼頡造字傳説源流考辨及其真相推測』 『文史哲』 二〇〇六年六期
- 徐嘉錫 一九九一 『目錄學發微』 巴蜀書社
- 張西堂 一九九四 『荀子眞偽考』 明文書局

注

- (1) 蒼頡は倉頡とも書かれるが、本論では史料の引用以外は表記を蒼頡に統一する。
- (2) 許慎の生卒年については多くの研究があるが、互いに年次を異にするため、本論では大枠として提示するのみにした。
- (3) 本稿と主題を同じくする論文として譚世寶二〇〇六があるが、容成氏の事例に觸れていないことなど、筆者の見解とはいくつかが異なる点がある。
- (4) このような説は、例えば貝塚茂樹一九八一が、古代の祭儀で鳥獸と共に踊る舞手が飛び跳ねるように踊る様子から（『尚書』益稷「鳥獸跕跕」）、「跕↓蒼」「屹↓頡」の變換を経た結果、蒼頡が生み出され、そこからの連關で文字の發明者という設定が付加されたのではないかとする。また藤堂明保一九六七は、「倉」を「創」（初めて作る）、「頡」を「頭腦のぎっしりとつまった賢い」「物知り」の意とし、倉（蒼）頡とは文字を「創始した賢者」を意味するとした。
- (5) 現行本『慎子』の性格については、井上了一九九九を参照のこと。
- (6) 孫育修『慎子』逸文（『四部叢刊』初編所收）は「蒼頡在庖犧之前」とする。
- (7) 肤篋篇の「十二世有齊國」が田齊十二人の君主を指すことから、齊國滅亡後の成書と推定されてきた。實際、本章の「民結繩而用之」について文章を共有する『老子』第八十章相當部分が郭店楚簡『老子』に存在しないことや、上古に民が「結繩」していたとする記述自體、肤篋篇・『老子』以外では戰國末〜統一秦期成書の『易』繫辭下傳にしか見えないことから、

- 本章の成書時期も同時期として問題ない。
- (8) 「昔者容成氏、大庭氏、伯皇氏、中央氏、栗陸氏、驪畜氏、軒轅氏、赫胥氏、尊盧氏、祝融氏、伏犧氏、神農氏」。
- (9) 繫辭傳の成書時期について、金谷治一九七二、近藤浩之一九九八 a・b を参照されたし。
- (10) おそらく、『慎子』原文には庖犧と黄帝の關係が記されていないが、たろう。孔穎達は庖犧が三皇の一人であることは自明の理であるため、『慎子』を蒼頡が黄帝以前の人であるという異説を持つ資料として引用したものと考えられる。
- (11) 張西堂一九九四は、解蔽篇を荀子自身の手になるものとする。
- (12) あるいは、『世本』佚文（『太平御覽』卷二三五引）に「沮誦、蒼頡作書」[沮誦、蒼頡書を作る]。「宋忠注曰「沮誦、蒼頡、黄帝之史官」」（宋忠注して曰う「沮誦、蒼頡、黄帝の史官なり」と。）とあるように、發明者を複数併記した『世本』あるいは造字傳説の記述を見ていた可能性もあるが、それは成立しないと考える。これについては、別に論ずる豫定だが、筆者は他の佚文や『呂氏春秋』の記述から判断して『世本』作篇が本来四字一句を基本形式としており、複数人名併稱形式のものは後世の改編であると考えるからである。
- (13) 『蒼頡篇』については、福田哲二二〇〇四を参照されたし。
- (14) 『蒼頡篇』冒頭句の「蒼頡作書」の四字が書かれた竹簡・木簡が出土している。居延漢簡 085.021・097.008・183.011・185.020、敦煌漢簡 MC.844・HH.1459A・HH.1460・HH.1461A。
- (15) 『後漢書』王充傳には「永元中（八九〜一〇五年）、病卒于家」とあるが、『論衡』自紀篇に七十歳の心境を語ることから、永元九年（九七年）以降の死去とされる。
- (16) 『論衡』講瑞篇に「爲此論章於永平之初、（……中略……）至元和、章和之際」（此の論、永平の初に草せられるが爲に、（……中略……）元和、章和の際に至りて）とある所から、永平元（五八）年〜元和、章和の際（八七・八八）年の長期にわたって書き繼がれたと考えられている。
- (17) 齊思和一九三四や林巳奈夫一九七三では、『河圖玉版』以外に蒼頡を帝王とする資料として『春秋元命苞』・『春秋命曆序』の佚文を引くが、これには問題がある。『春秋元命苞』（清馬驥『釋史』卷五引）「倉帝史皇氏、名頡、姓侯岡。龍顏侈侈、四目靈光、實有睿德。生而能書。（以下略）」（倉帝史皇氏、名は頡、姓侯岡なり。龍顏は侈侈として、四目は靈光あり。實に睿德有り。生まれて書を能くす。（以下略）。實はこの文は、南宋羅泌『路史』卷六禪通紀の文と全く同じである。ただし、禪通紀で『春秋元命苞』

の引用とするのは自注の「蒼頡四目、是謂并明」のみである。そこから判断すれば、馬驥が禪通紀の全文體を『春秋元命苞』の佚文と誤解したのか、彼が見た緯書の輯本の間違いによるものとなる。また、別な佚文が『春秋命曆序』（安居香山・中村璋八編一九七八による）に、「倉帝史皇氏、龍顔。」（倉帝史皇氏、龍顔なり。）とある。こちらも『路史』禪通紀を典據とするが、禪通紀が『春秋命曆序』引用を明言するのは「龍顔」二字のみであるため輯佚書の間違いとなる。ただし、「四目靈光」が蒼頡廟碑（後漢延熹五（後一六二）年建立）の、また「生而能書」が『淮南子』脩務訓（『淮南子』では「史皇産而能書」）のそれぞれ引用とみられるように、個々の文章に關しては漢代に遡るものも存在する。これら『路史』卷六禪通紀に至る蒼頡像の變遷については、別稿で採り上げる豫定である。

(18) 『史記』項羽本紀「太史公曰、吾聞之周生曰、舜目蓋重瞳子、又聞項羽亦重瞳子。」「太史公曰、吾れ之を周生に聞く。曰く「舜の目は蓋し重瞳子なり」と。又聞く「項羽亦た重瞳子なり」と。」

(19) また沂南縣北寒漢以外に、臨沂市吳白莊畫像石墓中室東壁の人物像も蒼頡ではないかとされる（管恩浩／霍啓明／尹世娟一九九九）。林巳奈夫一九七三では、四川省新津墓像石函の圖像を挙げ、蒼頡と神農を記したものとす。後漢鏡に見える蒼頡については、林巳奈夫一九七三・森下章司二〇一・二〇一二をそれぞれ参照。

(20) 『七略』と『說文解字』絃の比較と分析について、小學書の歴史に關しては福田哲之二〇〇四が、書體の歴史に關しては山元宣宏二〇一二がそれぞれ實施している。

(21) 『說文解字』における『易』の影響については福田襄之介一九七九を、『說文解字』絃の書體論に古文學派の影響が濃厚に反映されていることについては山元宣宏二〇一二をそれぞれ参照のこと。

(22) 『說文解字』付載の許沖上表文に「本從達受古學」（本と達從り古學を受く）と、彼が賈逵から古文學を學んだことが書かれていおり、また『說文解字』絃には許慎が採用した文獻が古文學派のものであることを明記している。許慎の古文學については、福田哲之二九九三も参照されたし。

(23) 劉歆『世經』では、包犧と神農の間に存在した共工氏について、五徳に合わないために短期間の在位で終わったが故に『易』に掲載されていないと説く。内山直樹二〇一一は、秦を貶めるためにわざわざ共工氏を挿入したのだからとするが、劉歆が『易』を古帝王在位の基準としていたことを示すものとなる。

（花園大學囑託専任講師）

